

新型コロナウイルス感染法上の位置づけが5類に移行となり、山梨県より、感染拡大防止対策への協力を随時お願いしているところです。今後も国や県の方針を基に対策の一部を見直す中で引き続き、感染拡大防止を図っていきますので対応の徹底をお願いします。

1. 職員対応（当施設に勤務する全ての職員）

- 出勤前に体温測定し、37.0度以上の発熱（基礎体温が高い人は+1度以上）、のどの痛み、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等体調不良の場合
 - ①施設に連絡し、欠勤する。
 - ②かかりつけ医の指示を受ける。（相談結果を施設に報告）
 - ③必要により医療機関を受診する。（受診結果を施設に報告）
 - ④陽性診断の場合、発症日を含み6日間（体調が回復するまで）自宅待機する。（施設に状況報告）
- 日勤職員、夜勤専門員、入浴専門員は、出勤時に検温を実施する。
- 施設内はマスク着用、手指消毒を徹底する。
- ゴーグル又はフェイスシールドについては、原則不要とするが、作業・活動・入浴・食事の支援時等、状況により自己判断にて着用する。
- 部外者との会議等は、極力少人数で行い、会議室等広い場所を使用する。
- 感染疑いのある者との濃厚接触した職員は、抗原キットでの検査にて体調確認を行う。（陰性確認後出勤を可能とする：自宅待機なし）
- 施設内は1日に2回（昼・夜）、人が触れる部分を中心に消毒を行う。（ドアノブ、手すり、トイレ等）
- 勤務中に体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、医療機関への受診を徹底する。

2. 利用者対応

〈入所利用者〉

- 9:00～毎日体温測定を実施。37.0度以上の発熱他、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等がある場合は、居室等で隔離、看護師に報告し、感染状況等により、保健所等の指示を受ける。
- 食事前やトイレ後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- 昼食時間は12:00からとする。
- 施設内では、必ずマスクを着用する。
- 外泊は、自宅のみ可能とする。（概ね1泊～2泊程度）
- 外出は、職員・家族の付き添いで出かける。
 - ①買い物等の私的な外出は、私的外出制度を利用して職員と出かける。
 - ②外出時は、マスクを着用し、帰所時には体温測定し、手洗いと手指消毒を徹底する。
 - ③人混み 密閉・密集・密接の「三つの密」のある場所は極力控える。
 - ④セブン旭店への個人外出は、当面禁止とする。
（※状況に応じて週1回程度、職員による外出支援を提供する）
- セブンからの個人配達を当面中止していることから、その間の注文は職員を通して行い、金曜日午後、職員が一括して受け取ることにする。

- 施設内（部屋や廊下等）の空気を新鮮に保つため、十分な換気に努める。

〈短期入所者・日中一時利用者〉

- 利用前に自宅で体温測定し、37.0度以上で施設利用を中止とする。
（利用開始前に玄関で体調確認・体温測定をする。）
付添者についても、施設内に入る際は体温測定をしてもらい、手指消毒の上マスクを着用する。
- 利用中は、入所利用者に準ずる。

〈通所利用者〉

- 毎朝、自宅で体温測定し、職員に体温を報告する。37.0度以上で施設利用を中止とする。本人申告が不確実な利用者は、職員が体温測定する。
- 送迎利用者は、乗車前に手指の消毒をし、送迎中は車内の換気に努め、極力会話を自粛する。
- 昼食時間は12:00からとする。
- 施設利用時は、マスクを着用する。

- ※ 発熱、のどの痛み、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等の症状がある場合には、看護師に相談し指示を受ける。
- ※ 感染者、あるいは感染の疑いのある者との濃厚接触のある利用者は、施設に報告し、指示を受ける。
- ※ 発熱等の理由で利用を中止した場合は、相談支援事業所等に報告する。

〈新規利用者等〉

- 利用開始前、抗原検査にて陰性を確認のうえ利用を開始する。
- 利用希望者の見学は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。
※但し、直近の感染状況を見極めて判断することとする。

3. 部外者対応

〈保護者・相談支援・薬局・市町村・日中活動講師等〉

- 面会は、曜日・時間等の制限なく可能とする。
（※必ず、事前連絡をお願いする）
- 外部講師等による日中活動を再開する。
- 来客者は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。

〈納入業者等〉

- 施設内に入る際は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。
- ヤクルトの販売は、昼休み作業棟前で行う。
- 小林リースは、物品納入は喫煙所入口からとし、受付後、体温測定、手指消毒の上、マスク着用とする。（搬入日：毎週土曜日）
- リースキンのマット交換は、体温測定、手指消毒の上マスク着用とする。
- 出張理美容は、月1回：Aブロック居間で行う。
（※状況により、場所の変更を行う）

- ※ 面会者や業者等、施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・来訪先等について、「来訪者受付確認票」への記入を徹底する。